

鹿児島市と日本瓦斯株式会社との連携と協力に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と日本瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に連携・協力し、市民福祉の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 市民の安全・防災に関すること
- (2) 地域共生社会の推進に関すること
- (3) 市民の健康増進に関すること
- (4) 地域の再生に関すること
- (5) その他、市民福祉の向上及び地域の活性化に関すること

（担当部署及び協議）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、具体的な取組については、担当部署を定め、たうえで協議を行い、相互に合意した事業について連携・協力して取り組む。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の処理）

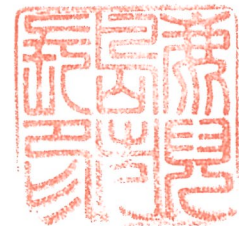
第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月12日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴隆央



乙 鹿児島市中央町8番地2
日本瓦斯株式会社
代表取締役社長

津曲貞利

